

第一類 第五号(附属の二)

第二十二回国会
衆議院

大蔵委員会・地方行政委員会・運輸委員会・建設委員会連合審査会議録第一号

昭和三十年五月二十四日(火曜日)

午後二時十六分開議

出席委員

大蔵委員会
委員長 松原喜之次君
委員 加藤 高藏君 理事 内藤 友明君
理事 大平 正芳君 理事 奥村又十郎君
有馬 英治君 杉浦 武雄君
中山 榮一君 坊 秀男君
前田房之助君 山本 勝市君
黒金 泰美君 藤田 美朝君
古川 丈吉君 石村 英雄君
石山 權作君 横山 利秋君
川島 金次君 田万 廣文君
町村 金五君

建設委員会

委員長 内海 安吉君
委員 高木 松吉君 理事 山口 好一君
理事 逢澤 寛君 理事 瀬戸山三男君
西村 力弥君 理事 今村 等君
大高 康君 荻野 豊平君
藤原 雄次君 松澤 雄藏君
大島 秀一君 久野 忠治君
二階堂 進君 小松 幹君
中島 巖君

出席政府委員

地方行政委員会

委員長 大矢 省三君
委員 安藤 覺君 理事 池田 清志君
理事 古井 喜實君 理事 鈴木 直人君
理事 前尾繁三郎君 理事 加賀田 進君
理事 門司 亮君
龜山 孝一君 德田與吉郎君
熊谷 憲一君 藤尾 弘吉君
山崎 巖君 川村 繼義君
北山 愛郎君 五島 虎雄君

委員外の出席者

運輸事務局(自動車局)
事務課長 高橋 末吉君
運輸技官(自動車局)
事務課長 津守 巧君
運輸技官(自動車局)
事務課長 有松 昇君
地方行政委員会
委員長 長橋 茂男君
大蔵委員会
委員長 椎木 文也君
大蔵委員 黒田 久太君
運輸委員会
委員長 堤 正威君
運輸委員 志鐵 一之君

地方道路税法案

(課税目的及び課税物件)

第一条 都道府県及び道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七條第三項に規定する指定市に對し、道路に關する費用に充てる財源を課するに關し、揮発油には、この法律により、地方道路税を課する。
(定義)
第二条 この法律において「揮発油」とは、揮発油税法(昭和二十四

建設委員 西畑 正倫君
建設委員 田中 義一君
建設委員 出中 義一君

本日の會議に付した案件
地方道路税法案(内閣提出第三号)
地方道路税法案(内閣提出第三号)
地方道路税法案(内閣提出第三号)

【松原大蔵委員長委員席に着く】
○松原大蔵委員長 これより大蔵委員会地方行政委員会運輸委員会建設委員会連合審査会を開会いたします。
私がこの連合審査会の委員長の職務を行いますから、御了承願ひておきます。

地方道路税法案及び地方道路税法を法案を一括議題として審査に入ります。まず政府側より提案理由の説明を求めます。最初に地方道路税法案について説明を願ひます。藤枝大蔵事務次官。

地方道路税法案及び地方道路税法を法案を一括議題として審査に入ります。まず政府側より提案理由の説明を求めます。最初に地方道路税法案について説明を願ひます。藤枝大蔵事務次官。

年法律第四十四号)第二条第一項に規定する炭化水素油及び同法第十五條の規定により揮発油とみなされる物をいう。

2 この法律において「揮発油」とは、揮発油税法の規定による揮発油をいう。

3 この法律において「保稅地域」とは、關稅法(昭和十九年法律第六十一号)第二十九條に規定する保稅地域をいう。

(課稅標準)
第三条 地方道路税の課稅標準は、揮發油の課稅標準となる揮發油の數量とする。

(稅率)
第四条 地方道路税の稅率は、揮發油一キロリットルにつき四千円とする。

(納稅義務者)
第五条 地方道路税は、製造場(揮發油税法第七條第二項において製造場とみなす場所を含む。以下同じ)又は保稅地域から揮發油を引き取るとき(製造場又は保稅地域において揮發油を消費するときを含む)、その引取人(製造場又は保稅地域において消費される揮發油については、その消費者)から徴収する。

2 前項の規定は、揮發油税法第七條第一項又は第八條第一項の規定の適用を受けて揮發油を製造場又は保稅地域から引き取る場合には、適用しない。

3 前項の規定の適用を受けた揮發油について揮發油税法第七條第三項(同法第八條第二項において準用する場合を含む)又は第九條第二項の規定により揮發油税を徴収することとなるときは、その引取人から地方道路税を徴収する。(燈油及びもどし入れ等をした揮發油の不課稅)

第六条 揮發油税法第十一條第一項に規定する燈油及び同法第十二條の規定の適用を受ける揮發油については地方道路税を課さない。(徴収)

第七条 地方道路税は、揮發油税にあわせて徴収しなければならない。

2 地方道路税及び揮發油税の納付があつたときは、その納付に係る金額の十五分の四に相當する税額の地方道路税及び十五分の十一に相當する税額の揮發油税の納付があつたものとする。

(担保の提供及び処分)
第八条 揮發油税法第五條第一項ただし書の規定による担保を提供する者は、政令で定めるところにより、地方道路税額に相當する担保をあわせて提供しなければならぬ。

2 国税庁長官、国税局長、稅務署長又は稅關長は、揮發油税法第十條第一項の規定により担保を提供させるときは、政令で定めるところにより、地方道路税額に相當す

る担保をあわせて提供させなければならない。

3 揮発油税法第五條第二項及び第五條の二の規定は、前二項の規定により提供された担保について準用する。

4 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第七條ノ四第四項の規定は、第一項又は第二項の規定により提供された担保物について準用する。

(未納税品の消費禁止等)

第九條 製造場又は保税地域においては、地方道路税を納付しなければ、揮発油を消費してはならない。

2 第五條第二項又は第六項の規定の適用がある場合並びに第七條第一項及び揮発油税法第五條第一項ただし書の規定により揮発油税にあわせて地方道路税の徴収が猶予される場合を除くほか、地方道路税を納付する前に、製造場又は保税地域から揮発油を引き取り、又は引き渡してはならない。

3 揮発油税法第八條第一項に規定する揮発油は、地方道路税を納付しなければ、この法律の施行地において、消費し、又は消費する目的で譲り渡してはならない。

(利子税額)

第十條 揮発油税法第十五條の二の規定により揮発油税に係る利子税額を徴収すべき場合においては、未納の地方道路税額及び揮発油税額の合算額について同条の規定による利子税額の計算に準じて計算した金額(以下次項において「利子税額の合算額」という。)の十五分

の四に相当する金額を地方道路税に係る利子税額として地方道路税額にあわせて徴収する。

2 前項の規定により地方道路税に係る利子税額を徴収すべき場合においては、揮発油税法第十五條の二の規定にかかわらず、利子税額の合算額の十五分の十一に相当する金額を同条の規定により徴収すべき利子税額とみなす。

3 第七條第一項の規定は、前二項に規定する利子税額を徴収する場合について準用する。

(延滞加算税額)

第十一條 国税徴収法第九條第三項から第十項までの規定により地方道路税及び揮発油税に係る延滞加算税額を徴収すべき場合においては、これらの規定にかかわらず、滞納に係る地方道路税額及び揮発油税額の合算額についてこれらの規定による延滞加算税額の計算に準じて計算した金額の十五分の四に相当する金額及び十五分の十一に相当する金額を、それぞれこれらの規定により徴収すべき地方道路税に係る延滞加算税額及び揮発油税に係る延滞加算税額とみなす。

2 第七條第一項の規定は、前項に規定する延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

(還付及び充当)

第十二條 地方道路税に係る過誤納金は、揮発油税に係る過誤納金にあわせて還付しなければならぬ。

2 過誤納に係る国税及び滞納処分費並びに国税徴収法第三十一條ノ

六の規定による還付加算金を未納の地方道路税又は揮発油税に充当するときは、これらの税にあわせて充当しなければならない。

3 地方道路税及び揮発油税に係る過誤納金は、国税徴収法第三十一條ノ五の規定にかかわらず、未納の地方道路税及び揮発油税以外の国税又は滞納処分費に充当してはならない。

4 第一項の規定による還付があつたときは、その還付に係る金額の十五分の四に相当する地方道路税の過誤納金及び十五分の十一に相当する揮発油税の過誤納金の還付があつたものとし、また、第二項の規定による充当があつたときは、その充当に係る金額の十五分の四に相当する未納の地方道路税及び十五分の十一に相当する未納の揮発油税に対する充当があつたものとする。

(還付加算金)

第十三條 国税徴収法第三十一條ノ六の規定により還付加算金を地方道路税及び揮発油税の過誤納金に加算すべき場合においては、同条の規定にかかわらず、これらの過誤納額の合算額について同条の規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の十五分の四に相当する金額及び十五分の十一に相当する金額を、それぞれ同条の規定により加算すべき地方道路税に係る還付加算金及び揮発油税に係る還付加算金とみなす。

2 地方道路税及び揮発油税に係る還付加算金は、あわせて支払又は充当をしなければならない。

(端数計算)

第十四條 地方道路税及び揮発油税の徴収すべき金額の合算額に十円未満の端数があるとき、又はその金額が十円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 地方道路税及び揮発油税の過誤納金として還付すべき金額の合算額に十円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を一円として計算する。

(罰則)

第十五條 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為によつて地方道路税を免かれた者

二 第九條第一項の規定に違反して揮発油を消費した者

三 第九條第二項の規定に違反して揮発油を引き取り、又は引き渡した者

四 第九條第三項の規定に違反して揮発油を消費し、又は譲り渡した者

2 前項の犯罪に係る揮発油に対する地方道路税に相当する金額の十倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該地方道路税に相当する金額の十倍以下とすることができ。

3 第一項の場合においては、直ちにその地方道路税を徴収する。

第十六條 前条の罪を犯した者には、刑法(明治四十年法律第四十

五号)第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。ただし、懲役の刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

第十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第十五條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

2 揮発油でこの法律の施行前に製造場にもどし入れられ、又は移入されたものをこの法律の施行後にその製造場から引き取るとき(製造場においてその揮発油を消費するときを含む)は、第六條の規定にかかわらず、その引取人(製造場において消費される揮発油については、その消費者)に地方道路税を課する。

3 この法律の施行の際、製造場及び保税地域以外の場所合計十キロリットル以上の揮発油(第六條に規定する燈油を除く)を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合においては当該揮発油については、その者がこの法律の施行の日これを製造場から引き取つたものとみなして、地方道路税を課する。

4 前二項の規定により地方道路税を課する場合においては、その課税標準は、揮発油税法の規定によ

- る課税標準の計算方法に準じて計算するものとし、その税率は、揮発油一キロリットルにつき二千円とする。
- 5 第二項又は第三項の規定による地方道路税については、第七條、第八條及び第十條から第十四條までの規定は、適用しない。
- 6 第三項の規定による地方道路税額が三万円以下のときは、昭和三十年七月三十一日限り、三万円をこえるときは、次の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。
税額三万円をこえるとき 昭和三十年七月及び八月
税額十万円をこえるとき 同年七月から九月まで
税額三十万円をこえるとき 同年七月から十月まで
税額五十万円をこえるとき 同年七月から十一月まで
- 7 第三項に規定する者は、政令で定めるところにより、その所持する揮発油の貯蔵場所、貯蔵場所ごとの数量その他必要な事項を、この法律の施行後一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。
- 8 揮発油税法第十五條の二の規定は、第三項又は第五項の規定による地方道路税を徴収する場合について準用する。
- 9 第二項又は第三項の規定による地方道路税に係る過誤納金は、国税徴収法第三十一條の五の規定にかかわらず、未納の当該地方道路税以外の国税又は滞納処分費に充当してはならない。
- 10 揮発油税法の一部を次のように改正する。
第四條中「一万三千円」を「一万一千円」に改める。
- 11 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた揮発油税については、第十三項において定めるものを除くほか、なお従前の例による。
- 12 揮発油税法第七條第一項若しくは第八條第一項又は租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五號）第二十六條第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場又は保税地域から引き取つた揮発油がその承認の際税務署長又は税関長が指定した期間内にその承認を受けた引取先に移入され、若しくは輸出された、又は航空機の燃料用に供されたことの証明がない場合（当該期間がこの法律の施行の日の前日までに終る場合を除く）、この法律の施行後に揮発油税法第九條第一項ただし書の規定による承認を受けて揮発油が消費され、又は譲渡された場合及びこの法律の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一號）第十條第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九號）第三條第一項において準用する場合を含む。）、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二號）第七條又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二號）第一條に規定する協定第六條の規定により揮発油税の免除を受けた揮発油についてこの法律の施行後にこれらの法律の規定により揮発油税の追徴が行われる場合における揮発油税の徴収については、第十項の規定による改正後の揮発油税法第四條の規定を適用する。この場合において、当該揮発油について揮発油税を課する際、当該揮発油を製造場又は保税地域から引き取つたものとみなして、地方道路税を課する。
- 13 第十項の規定による改正前の揮発油税法の規定により課した、又は課すべきであつて揮発油税として昭和三十年四月一日以後徴収された金額（昭和二十九年年度分として徴収された金額及びこの法律の施行前に還付され、又は未納の揮発油税以外の国税若しくは滞納処分費に充当された金額を除く）のうち、その十三分の二に相当する金額はこの法律の規定による地方道路税として、十三分の一に相当する金額は揮発油税として、それぞれ国税収納金整理資金に受け入れられたものとみなす。この場合において、揮発油税に係る過誤納金を還付し、又は充当するときは、その金額の十三分の二に相当する金額は地方道路税の過誤納金として、十三分の一に相当する金額は揮発油税の過誤納金として、それぞれ還付し、又は充当するものとみなす。
- 14 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 15 租税特別措置法の一部を次のように改正する。
第一條中「揮発油税」の下に、「地方道路税を加える。」
第二十六條第一項中「揮発油税」の下に「及び地方道路税」を加え、同條第二項に次の後段を加える。
この場合において、揮発油税を徴収することとなるときは、当該揮発油の引取人から地方道路税をあわせて徴収する。
- 16 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五號）の一部を次のように改正する。
第七條第一項中「揮発油税」の下に「地方道路税」を、同條第三項中「税目の異なることの金額」の下に「（控除される税目のうちに揮発油税及び地方道路税があるときは、これらの税目について計算した金額の合算額）」を加え、同條第四項に次の後段を加える。
この場合において、その還付が揮発油税及び地方道路税に係るときは、地方道路税法第十二條第一項及び第四項の規定を準用する。
- 17 相続税法（昭和二十五年法律第七十三號）の一部を次のように改正する。
第十四條第二項中「揮発油税、」の下に「地方道路税、」を加える。
- 18 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。
第一條中「昭和二十四年法律第四十四號」の下に「地方道路税法（昭和三十年法律第 号）」を加える。
第十條の見出し中「揮発油税法」の下に「及び地方道路税法」を加え、同條中「揮発油税」の下に「及び地方道路税」を加える。
第十一條第一項及び第三項中「揮発油税」の下に「及び地方道路税」を加える。
- 19 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。
第一條中「及び揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四號）」を「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四號）及び地方道路税法（昭和三十年法律第 号）に改める。」
第七條中「及び揮発油税」を「揮発油税及び地方道路税」に改める。
第十二條第三項中「及び揮発油税法第五條」を「揮発油税法第五條及び地方道路税法第五條」に改める。
- 20 会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二號）の一部を次のように改正する。
第百十九條中「揮発油税、」の下

法に改める。

21 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「及び揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)」を「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)及び地方道路税法(昭和三十年法律第 号)」に改める。

第二条第一項中「若しくは揮発油税法」を「揮発油税法若しくは地方道路税法」に改める。

第四条第二項中「及び揮発油税法第五号」を「揮発油税法第五号及び地方道路税法第五号」に改める。

第五条第一項中「揮発油税法」の下に「及び地方道路税法」を、「揮発油税法」の下に「及び地方道路税法」を加える。

22 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「し、又は繊維品の課税に関する法律(昭和二十九年法律第 号)」を「地方道路税法(昭和三十年法律第 号)」に改める。

附則第一項中「及び繊維品消費税」、「それそれ」及び「又はし、又は繊維品の課税に関する法律」を削る。

○農林政府委員 たいだいま議題となり、ました地方道路税法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、国民生活の安定及び資本蓄積の促進に資する等のため、租税の軽減合理化をはかることとし、さきに關係法律案を提案して御審議を願つてゐるのであります。さらに道路整備五年計画の完成等に伴う地方道路財源の充実をはかるため、地方道路税法を創設することとし、ここに地方道路税法案を提出することとした次第であります。以下その大要を申し上げ

地方道路税法案におきましては、道路の整備五年計画の完成に伴う地方団体の道路整備所要財源の増加等の状況に對処するため、都道府県等の道路財源に充てることを目的として、製造場または保稅地域から揮発油を引き取る者その他揮発油税を徴収されることとなる者に対し、揮発油一キロリットルにつき四千円の税率の地方道路税を課することとしたのであります。も

つとも、この地方道路税の創設に伴い、揮発油税の現行税率一キロリットルにつき一万三千円を一万一千円に引き下げることにしておりますので、揮発油税及び地方道路税の総合負担は、揮発油一キロリットルにつき一万五千円となり、現行より二千円の増加となり

ますが、揮発油税及び地方道路税の収入が道路整備の費用に充てられること等の事情を考慮し、さらに最近における地方財政の状況、特に道路費の増加の地方負担に及ぼす影響等に顧みれば、地方道路財源充実のために、この程度の増徴もやむを得ないと考えている次第であります。

地方道路税は、同じく揮発油の引き取り等に対して課される揮発油税に合せて徴収し、または合せて還付もしくはは充当を行う等、できるだけ徴収手續が複雑とならないよう所要の規定を設けております。

なお、地方道路税収入の全額は、都道府県等に譲与されるわけであります。が、その譲与に関する法律は、別途御審議をお願いすることとなつております。

以上地方道路税法案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し上げましたが、何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○松原委員長 次に、地方道路譲与税法案について御説明をお願いします。永田自治庁政務次官。

地方道路譲与税法案

地方道路譲与税法

(地方道路譲与税)

第一条 地方道路譲与税は、地方道路税法(昭和三十年法律第 号)の規定による地方道路税の収入額に相当する額とし、都道府県及び道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第七條第三項に規定する指定市(以下「指定市」という)に

対して譲与するものとする。

(譲与の基準)

第二条 地方道路譲与税は、都道府県及び指定市に対し、毎年四月一日現在における各都道府県及び指定市の区域(指定市を包括する都道府県にあっては、当該指定市の区域を除いた区域)内に存する一級国道及び二級国道並びに都道府県道(当該都道府県又は指定市がその管理について経費を負担しないものその他総理府令で定めるものを除く)の面積にあん分して譲与するものとする。

譲与時期

譲与時期ごとに譲与すべき額

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
八月	前年度三月における同月において収納すべき地方道路税の収入額の見込額と同月において収納した地方道路税の収入額との差額を四月から七月までの間の収納にかかる地方道路税の収入額に加算し、又はこれから減額した額に相当する額
十二月	八月から十一月までの間の収納にかかる地方道路税の収入額に相当する額
三月	十二月から二月までの間の収納にかかる地方道路税の収入額と三月において収納すべき地方道路税の収入額の見込額との合算額に相当する額

2 前項に規定する各譲与時期ごとに譲与することができなかつた金額があるとき、又は譲与時期において譲与すべき金額をこえて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(譲与額の算定に用いる資料の提出義務)

2 前項の道路の面積は、総理府令で定めるところにより、それぞれ当該道路の幅員にその延長を乗じて算定するものとする。ただし、幅員による道路の種類、自動車一台当りの道路の延長その他の事情を参照して、総理府令で定めるところにより、補正することができ

(譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額)

第三条 地方道路譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ当該下欄に定める額を譲与する。

第四条 都道府県知事及び指定市の長は、総理府令で定めるところにより、地方道路譲与税の額の算定に用いる資料を自治庁長官に提出しなければならない。

(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第五条 自治庁長官は、地方道路譲与税を都道府県及び指定市に譲与した後において、その譲与した額

後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要があるときは、総理府令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該譲与時期において都道府県及び指定市に譲与すべき額とするものとする。

(地方道路譲与税の使途)

第六条 都道府県及び指定市は、譲与を受けた地方道路譲与税の総額を地方に関する費用に充てなければならぬ。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算し、昭和三十年年度の地方道路譲与税から適用する。

2 昭和三十年年度に限り、第三条第一項の表中「前年度三月における同月において収納すべき地方道路税の収入額の見込額」と同月において収納した地方道路税の収入額との差額を四月から七月までの間の収納にかかる地方道路税の収入額に加算し、又はこれから減額した額に相当する額」とあるのは、

「四月から七月までの間において国税収納金整理資金に受け入れられた地方道路税の収入額に相当する額」と読み替へるものとする。

(揮発油譲与税の決定額に錯誤があつた場合の措置)

3 昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律(昭和二十九年法律

第百九十号)の規定による揮発油譲与税の決定額について、その算定に錯誤があつたため、これを増加し、又は減少する必要があるときは、当該増加し、又は減少すべき額については、これを地方道路譲与税の増加し、又は減少すべき額とみなして、第五条の規定を適用するものとする。

(揮発油譲与税の追加譲与)

4 昭和二十九年年度における揮発油税の収入額の三分の一に相当する額が揮発油譲与税の総額として昭和二十九年年度の予算に定められた額をこえる場合においては、その超過額に相当する額(以下本項において「超過額」という)は、昭和二十九年年度における揮発油譲与税に関する法律第七条の規定にかかわらず、地方道路譲与税とみなし、昭和三十年年度又は昭和三十一年度において当該超過額にかかる予算が成立した日以後最初に到来する第三条第一項に規定する譲与時期において譲与すべき地方道路譲与税の額に加算して譲与するものとする。

(自治庁設置法の一部改正)

5 自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十三号の三の次に次の二号を加える。

三十三の四 地方道路譲与税の収入額を見積ること。

三十三の五 都道府県及び道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第七条第三項に規定する指定市(以下「指定市」とい

いう)に譲与すべき地方道路譲与税の譲与税額を決定し、及びこれを譲与すること。

第十二条第一号中「及び入場譲与税」を「入場譲与税及び地方道路譲与税」に改める。

第十三条第九号中「入場譲与税法」を「入場譲与税法(昭和二十九年法律第百二二号)、地方道路譲与税法(昭和三十年法律第

号)に、「及び入場譲与税」を「入場譲与税及び地方道路譲与税」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第八号の次に次の二号を加える。

九 地方道路譲与税の収入額の見積に関すること。

十 地方道路譲与税の譲与に関すること。

第十七条第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三 都道府県及び指定市に譲与すべき地方道路譲与税の譲与額の決定に関すること。

○永田政府委員 ただいま議題に供されました地方道路譲与税法案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明いたします。

すでに一昨年度におきまして、道路整備費の財源等に関する臨時措置法が制定され、揮発油の大部分を使用して運行される自動車道路を損傷いたしましたことから、揮発油税による収入は道路整備の財源に充てべきものとなされ、また昨年度におきましては昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律が制定され、揮発油税収入の三分の一を都道府県及び五大市に道路に関する

費用の財源として付与いたしましたことは御承知の通りであります。しかしながら、この揮発油譲与税の制度を恒久的の制度といたしますことは、国の道路財源としての揮発油税との間に相当の調整をはかる必要があり、また、さしあたりこれを昭和二十九年年度限りにおいて、自來昭和二十九年年度以降の措置について鋭意検討を加えて参つたのであります。

今ここに道路行政の実態を見ますに、自動車の利用度のきわめて多い国道及び都道府県の維持管理の責任者は、都道府県及び五大市またはその長でありまして、これらの道路の維持管理に要する費用も、原則として都道府県及び五大市の負担となつており、その額は決して少くないのであります。また道路整備五カ年計画の実施に伴う費用のみならず、この計画に取り上げられていない一般の都道府県道その他の道路の改築、修繕等に関する費用も多額に上つてゐる現状であります。

従いまして、ここに恒久的の制度として地方道路税を創設し、その収入額の総額に相当する額を、都道府県及び五大市に対して、その区域における国道及び都道府県道の面積を基準として譲与し、その使途については、道路に関する費用に充てなければならぬものとする地方道路譲与税制度をとることにし、国道及び都道府県道の維持、修繕、改築等のための自主的財源を与え、また、他面国庫補助金制度に伴う利息がな弊害をできるだけ排除したいと考へたのであります。これが今回地方道路譲与税制度を設けようとする趣旨であります。

以下この法律案の具体的内容を簡単に御説明申し上げます。

第一は地方道路譲与税の額であります。すでに御説明いたしましたように、地方道路税の収入額に相当する額とし、これを都道府県及び五大市に譲与するものとしたのであります。その額は、昭和三十年年度は初年度であり、また七十三億円でありますが、平年度におきましては九十四億円となる見込みであります。

第二は譲与の基準であります。それぞれ都道府県及び五大市の区域内にある国道及び都道府県道の面積に按分して譲与するものとしたのであります。

なお、この道路の面積につきましては、各都道府県の道路の実面積とそれに要する経費とは必ずしも正比例しませんので、幅員による道路の種別、自動車一台当りの道路の延長等により、これを補正することができるといふたしておるのであります。

第三は、譲与時期であります。地方交付税及び入場譲与税の交付または譲与時期との調整をはかりまして、八月、十二月及び三月の三回とし、地方道路譲与税が地方道路税の実績に基いて譲与されることにかんがみ、原則として前四月間に収納した地方道路税の収入額に相当する額を譲与することにしたのであります。

第四は、地方道路譲与税の使途であります。すでに御説明いたしましたように、地方道路譲与税は、道路に関する費用に充てなければなりません。道路に関する費用である限り、特にその範囲を限定するものではありません。道路整備五カ年計画の対象になつてゐるかどうかにかかわらず、広く道

路事業に充てることができるものとしたのであります。

以上、地方道路譲与税法案につき、その提案理由並びにその内容の概略を御説明申し上げたのであります。これらのほか、地方道路譲与税の会計につきましては、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がありますので、別途関係法律の改正案を用意いたしております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに本法律案の成立を見ますようお願いいたします次第であります。

○松原委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本日はこの程度にとどめ、次会は追って公報をもって御通知することいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十七分散会